

令和7年度「事業主向け雇用支援事業」業務委託に係る企画提案公募実施要領

本公募は、令和7年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において当初予算案が否決された場合、又は、予算額に変更があった場合には、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1. 業務名

令和7年度「事業主向け雇用支援事業」業務委託

2. 業務の目的

本業務は、事業主における雇用課題の解決支援を図るため、国や県、市町村等が行っている雇用支援に関する情報を一元化し、社会保険労務士などの専門家による事業主向けの雇用相談及び情報発信を行うことを目的とする。

3. 企画提案上限額

委託料 20,846,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではありません。

4. 委託業務の期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5. 委託する業務内容

令和7年度「事業主向け雇用支援事業」業務委託に係る企画提案仕様書（以下「企画提案仕様書」という。）のとおり

6. 応募者の資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合せに円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、構成員のうち1者以上がこの要件を満たすこと。
- (2) 地方公共団体等から本事業の実施内容に類似する業務の委託を過去3年以内に受けたことがあること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (3) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。コンソーシアムの場合、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定を準用して適用する。コンソーシアムの場合は、構成員の全てに準用して適用する。

※地方自治法施行令 抜粋※

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

- (6) 以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- ① 法人の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - ② 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (8) 労働関連法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (9) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を1者置くものとする。
 管理法人は、本業務の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。
 管理法人は以下の要件を満たすこと。
- ① 本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - ② 本業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
- (10) コンソーシアムの構成員として企画提案を行う場合は、以下の要件も満たすこと。
- ① コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
 - ② コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。

7. 応募の手続き等

(1) 質問事項受付期間

- ① 期間：企画提案公募開始日から令和7年2月26日（水）16時 ※時間厳守
- ② 質問方法：【質問書】に記載し、「12. 連絡先」あてメール送信により提出すること。なお、必ず電話にて受信確認すること。
- ③ 回答方法：質問のあった事項については、原則として、最終回答日までに沖縄県商工労働部雇用政策課ホームページに掲載する。
- ④ 最終回答日：令和7年2月28日（金）を予定

(2) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限：令和7年3月7日（金）16時 ※時間厳守
- ② 提出場所：沖縄県商工労働部雇用政策課（沖縄県庁8階）
- ③ 提出書類：下記書類を必要部数、持参又は書留郵便（必着）で提出すること。

ア. 企画提案応募申請書【様式1】	1部
イ. 会社概要【様式2】	1部
ウ. 業務実績【様式3】	1部
エ. 誓約書【様式4】	1部
オ. 都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書	1部

- カ. 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明書・・・ 1部
- キ. 貸借対照表（直近3期分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7部
- ク. 損益計算書（直近3期分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7部
- ケ. 雇用機会創出・雇用環境改善等に関する取組状況【様式5】・・・・・・・・ 1部
- コ. 企画提案内容説明資料【様式6】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- サ. 企画提案書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7部
- シ. 実施体制図（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7部
- ス. 経費見積書【様式7】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7部
- セ. コンソーシアム協定書【様式8】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

※セについて、コンソーシアム協定書は、当課が提示したひな型を原則として使用すること。

ひな型の各条項を削除することは、原則として認めない。

※ウについては、「6. 応募者の資格」(2)の内容が確認出来るものとする。

※イ～ケについて、コンソーシアムの場合は、構成員ごとに提出すること。

※コについては、上記①の提出期限までにExcel データを「12. 連絡先」あて、メールで添付ファイルによる提出も行うこと。

※7部提出する書類については、A4長辺側に穴開けし、1部ずつ一式にまとめて綴り、提出すること。

8. 委託候補者の選定

(1) 第1次審査（書類審査）

企画提案者が多数の場合、最終審査に先立ち、沖縄県商工労働部雇用政策課にて書類審査を行い、上位3者程度を選定する。

結果通知日：令和7年3月中旬（予定）

選定された事業者に対しては、最終審査（プレゼンテーション審査）の日時をメール等で連絡し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみをメールで通知する。

(2) 最終審査（プレゼンテーション審査）

企画提案選定委員会において、提案書の内容や経費等を審査し、受託候補者の優先交渉順位を決定する。

① 日時：令和7年3月27日（木）を予定。※時間は未定

② 場所：県庁庁舎内の会議室 又は 那覇市内の会議室

※日時及び場所は、確定した後に別途連絡する。

※応募状況等により、プレゼンテーションを行わずに書面のみで審査する場合がある。

(3) 主な評価項目（100点満点）

① 適合性（15点）

事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致しているか。

② 実現性（30点）

企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、成果目標等の達成に向け、専門的知見、実施体制、財政基盤など必要な業務遂行能力を有しているか。

③ 具体性（40点）

事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について、明確で具体的であるか。

④ 妥当性（10点）

業務を実施するに当たり、妥当な積算となっているか。

⑤ その他（５点）

雇用機会創出・雇用環境改善等に関する取組を実施しているか。又は、沖縄県が実施する認証制度等を取得しているか。

(4) 委託候補者決定等

審査結果は、令和7年4月1日以降に通知する。

9. 契約

(1) 契約の締結

委託候補者と業務内容及び契約金額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約を締結する。

(2) 契約金額

契約金額については、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、企画提案時に提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(3) 契約条項

委託候補者との協議事項とする。

(4) 契約金額の支払方法

受託者から提出される実績報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。なお、契約締結後、契約金額の一部について概算払請求を行うことが出来る。

(5) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※沖縄県財務規則 抜粋※

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(以下、略)

10. 経費の計上

対象経費は業務の執行に必要な経費とし、具体的には以下のとおりとする。

7(2)③スの経費見積書は、以下を踏まえて作成すること。

経費区分	備考
I. 人件費	本業務に従事する者（の作業時間）に対する人件費。
II. 事業費	旅費、謝金、借料及び損料、消耗品等、印刷製本費、通信運搬費等本業務に必要な経費。
III. 再委託費	沖縄県との取り決めにおいて、受託者が当該業務の一部を他社に行わせる（準委任又は請負）ために必要な経費。
IV. 一般管理費	本業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払いを認められた間接経費。 次の計算式により算出すること (I. 人件費+II. 事業費) × 10/100 以内 (小数点以下切り捨て)
V. 消費税相当額	次の計算式により算出すること。 (I. 人件費+II. 事業費+III. 再委託費+IV. 一般管理費) × 消費税率 (10/100) (小数点以下切り捨て)

※「グッジョブセンターおきなわ」での業務用駐車場について、受託者において確保すること。また、その費用については計上可能だが、可能な限り公共交通機関を利用するなど費用縮減に努めること。

11. その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画提案選定審査会に参加する経費等については、参加者の負担とする。
- (2) 提出する企画提案書は、1事業者（コンソーシアム）あたり1案に限るものとする。
- (3) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (4) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (6) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が出された場合
 - ② 「6. 応募資格」で定める要件を満たさない場合
 - ③ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ④ 本要領に違反すると認められる場合
 - ⑤ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ⑥ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (8) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部雇用政策課と委託候補者とで別途協議して決めることとする。

12. 連絡先

沖縄県商工労働部雇用政策課

雇用対策班 新崎

住所：〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁8階）

TEL：098-866-2324 FAX：098-866-2349 Mail：aa059100@pref.okinawa.lg.jp